

お知らせ

個人住民税(市民税・府民税)の申告

昨年中に申告書を提出した人を対象に、令和6年度の個人住民税申告書を2月初旬ごろに発送します。

なお、申告受付は2月2日～3月15日(金)(土・日、祝日を除く)に市役所で行います。

申告書が作成できたら、書類(収入や控除が分かるものなど)とともに次の方法で提出してください。

- ①郵送：返信用封筒(同封)を利用。
- ②窓口持参：市役所2階課税課にて受け付け。

新たに申告書が必要となった人や書き方が分からない場合は、問い合わせてください。

問 課税課市民税担当

TEL 06・6992・1456

「給与支払報告書」の提出はeLTAX(電子申告)で

eLTAX(電子申告)で

eLTAXの詳しい内容や手続きなどは、地方税共同機構ホームページをご覧ください。

なお、給与支払報告書を電子申告すると、紙での提出は不要です。給与支払報告書の提出期限は、1月31日(水)です。



忘れていませんか市税の納付

個人市民税・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)を納めていない人は、至急納付してください。納期限までに納付がない場合、納付されるまでの期間に応じた延滞金が加算されます。

また、納付できる資金があるにもかかわらず納付が無い場合、財産(不動産・預金・給与など)に対し差押、公売など行うこととなります。

なお、病気や失業などの理由により納付が困難な場合は、納税課まで連絡してください。

問 納税課

TEL 06・6992・1852～1854

軽JNKSで納税証明書不要に

軽自動車税(種別割)の車両ごとの納付情報を、軽自動車検査協会がオンラインで確認できる軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)の運用が令和5年1月から始まり、継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要になりました。

ただし、次の場合は納税証明書の提示が必要となる場合があります。

- ・ 納付したばかりのため、軽JNKSに納付情報が登録されていない場合
- ・ 他の市区町村へ引っ越した直後の場合

問 課税課市民税担当

TEL 06・6992・1456

ご存じですか

固定資産税・都市計画税

納税通知書の再発行

納税通知書は、納税通知書の名宛人に「固定資産税額の確定」と「納付を請求」するものであり、納税通知書の送達を受けた人には、賦課処分という法的効果が発生します。

すでに納税通知書が送達されているにもかかわらず、再度納税通知書を送行すると、納税義務者に2回賦課処分を行ったことになってしまうため、再発行できません。納税通知書の紛失などで、課税内容を再度確認したいときは、名寄せの写しを交付(有料)していただきますので利用してください。

問 課税課資産税担当

TEL 06・6992・1474

償却資産(固定資産税)の申告

償却資産とは、土地および家屋以外の事業用に供することができる資産で、その減価償却額(費)が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものをいいます。

市内に償却資産を所有している人は、令和6年1月1日現在の償却資産

の内容(取得年月、取得価格、耐用年数など)を申告する必要があります。1月31日(水)までに申告書を提出してください。

問 課税課資産税担当

TEL 06・6992・1474

門真税務署からのお知らせ

確定申告書作成会場と受付期間

2月16日～3月15日(金) 午前9時～午後5時 (土・日、祝日を除く。ただし、2月25日(日)は開設します) 場守口門真商工会館 (門真市殿島町6-4)

※申告相談受付は午後4時まで。来場者数によっては、早めに相談受付を終了する場合があります。

確定申告会場への入場には入場整理券が必要です。

入場整理券は会場当日配付しますが、LINEを使つての事前発行も利用してください。

スマートフォンを中心とした申告書の作成・送信を行っていますのでお持ちの人は持参してください。

- また、マイナンバーカードを利用して申告書を作成・送信しますので、①マイナンバーカード
- ②利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁の数字)
- ③署名用電子証明書の暗証番号(6～

16桁の英数字)

も併せてご用意ください。

※令和6年2月15日以前に門真税務署での申告相談を希望する人は、通常窓口での対応となりますので電話による事前予約が必要です。

問 門真税務署

TEL 06・6909・0181

納税には便利な口座振替の利用を

個人市民税・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)の納付には、便利な口座振替をぜひ利用してください。なお、令和6年度分口座振替の申し込みや変更は、3月29日(金)までに納税課または市内金融機関などで申し込んでください。

すでに利用している人は、自動継続されます。また、納税課窓口でキャッシュカードのみで簡単に口座振替の登録手続きができます。

詳しくは納税課まで問い合わせください。

問 納税課

TEL 06・6992・1851～1854

平日夜間 1月22日(月)・24日(水)・26日(金)いずれも午後5時30分～8時

休日 1月28日(日)午前9時～午後1時

注 平日夜間・休日窓口開庁の時間帯は、後期高齢者医療被保険者証の即日の再交付など、一部対応できない業務があります。

場・問 保険課

TEL 06・6992・1545

場・問 保険収納課

TEL 06・6992・1537、1538

還付金詐欺に注意

保険課職員を名乗る者から「払い過ぎた保険料や医療費を返金する」と口座情報を聞き出したり、「還付金があるため、現金自動預払機(ATM)で直接手続きを行ってほしい」「今日でないと手続きができない」と銀行やコンビニなどの現金自動預払機(ATM)に誘導し、お金をだまし取ろうとする詐欺が多発しています。

市では、還付金がある場合、皆さんに文書で通知を行っています。電話で、銀行やコンビニなどの現金自動預払機(ATM)で手続きをお願いすることは絶対にありません。

このような不審な電話には、絶対に応じないでください。

問 保険課

TEL 06・6992・1545

軽JNKSで納税証明書不要に

軽自動車税(種別割)の車両ごとの納付情報を、軽自動車検査協会がオンラインで確認できる軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)の運用が令和5年1月から始まり、継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要になりました。

ただし、次の場合は納税証明書の提示が必要となる場合があります。

- ・ 納付したばかりのため、軽JNKSに納付情報が登録されていない場合
- ・ 他の市区町村へ引っ越した直後の場合



保険料の納付は口座振替が便利

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付を市指定金融機関の口座からの自動引き落としにすれば、納付しに行く手間がはぶけ、納付忘れがなくなります(翌年度からも自動更新されます)。

市指定金融機関(郵便局を含む)の窓口で、備え付けの申請用紙にて申請してください。

- ▽申請手続きに必要なもの
- ・ 預貯金通帳またはキャッシュカード
- ・ 届け出印
- ・ 被保険者証

▽市役所の窓口では、キャッシュカードのみ(暗証番号が必要)で口座振替

国民健康保険・後期高齢者医療

平日夜間・休日窓口開庁

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を口座振替にて納付した人に対し、前年1年間(令和5年1月～12月)の納付済額を記載したはがき(納付連絡票)を1月下旬ごろ郵送します。確定申告や市府民税申告で社会保険料控除を受ける際に利用してください。

問 保険収納課

TEL 06・6992・1537～1538

納付連絡票の郵送

申請ができる「ペイジー口座振替受付サービス」を実施しています。取り扱いきない金融機関もありますので、詳しくは市ホームページまたは問い合わせください。

問 保険収納課

TEL 06・6992・1537～1538

国民健康保険・後期高齢者医療

平日夜間・休日窓口開庁

国民健康保険の加入・脱退の届け出や国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付相談などで、平日の日に来庁が難しい人は利用してください。なお、納付相談は内容により電話での対応も可能です。また、国民健康保険・後期高齢者医療に関する各種申請は一部を除き郵送でも受け付けていますので、まずは必ず電話で問い合わせください。